

発委第12号

令和2年12月21日

北栄町議会議長 前田栄治様

提出者 北栄町議会民生経済常任委員会
委員長 野田秀樹

保健所の機能強化を求める意見書の提出について

地方自治法第109条第6項並びに第7項及び会議規則第14条第3項の規定により、上記の議案を提出する。

理由

新型コロナウイルスやその他感染症対策、公衆衛生等の増進のため。

保健所の機能強化を求める意見書

新型コロナウイルスの感染拡大を受け、各地の保健所は、接触者等相談センターの運営や、PCR検査、感染者の行動調査、接触者の確認、入院先の調整など多くの業務に取り組み、各地域の感染拡大防止のために、非常に重要な役割を果たしている。

これまで、重要かつ困難な業務に尽力されてきた保健所職員や、病院関係者には、心から敬意と感謝を申し上げたい。

現場では人員不足が深刻で、本来の業務に支障が生じており、職員は代替休暇すら取りづらい現状にある。また、外食・人との接触の制限など、日々制約のある生活を強いられる中、職員自身のメンタルヘルスも心配されるところであり、そのフォローアップにも、万全を期す必要がある。

行革により、保健所の数は、地域保健法改定前（平成6年度）の847カ所から469カ所（令和2年度）へと半数に減っている。

わが国では、平素より、新型コロナウイルス以外の感染症についても、保健所は大きな役割を果たしている。

また、精神保健、難病対策、感染症対策以外にも、健康相談、健康指導なども行い、地域の公衆衛生、健康増進にとって、保健所の果たすべき役割は大きい。

新型コロナウイルスやその他感染症対策、公衆衛生等の増進のため、保健所の専門職員を増員するための経費を、地域の実情や自治体からの要請を踏まえて交付税措置し、保健所の果たすべき機能が全うできる体制を構築されるよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和2年12月21日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

内閣総理大臣・厚生労働大臣・衆議院議長・参議院議長